

富田林市  
こどもの権利条例制定に向けた  
多様な学び・生活環境にある  
こどもへのヒアリング  
【実施報告書（追加版）】



とんだばやし  
こどもの  
権利条例

令和7年12月  
富田林市



## 目次

1. 実施目的 .....	1
2. 実施概要 .....	1
3. 質問内容 .....	1
4. 障がい児入所施設 .....	2
(1) ヒアリングの進め方 .....	2
(2) ヒアリングの実施結果 .....	3
(3) 総括 .....	4

# 1. 実施目的

本調査は、富田林市内又は近隣市町村にある、こどもに関係する施設・団体等の協力を得て、多様な学び・生活環境にあるこども※にヒアリングを実施し、こどもの意見表明権の保障機会の1つとするとともに、その意見を把握・分析することにより、富田林市こどもの権利条例制定に向けた基礎資料とすることを目的に実施しました。

※「多様な学び・生活環境にあるこども」……声をあげにくい、あるいは、声をあげているけれどもその声が聴かれにくい状況にあると考えられる、不登校、障がい、海外につながるのあるこどもや社会的養護のもとに暮らすこどもなどのこと。

# 2. 実施概要

No.	対象者	施設・団体	開催方法	人数	実施日時
1	医療的ケアを要するこども (重症心身障がい児)	障がい児入所施設	市職員による対面でのヒアリング	9人	令和7年8月21日

- ヒアリングの手法は、言語によるヒアリング方法に加え、視覚的な提示によるヒアリング方法を用いました。各質問をモニターに映写し、こどもの日常生活に身近な写真等を選択肢として提示することで、こどもの反応（表情、身体的反応等）を担当支援員の補助のもと、記録しました。
- 質問項目は、本市が令和6年度に実施したこどもアンケート、ヒアリング、ワークショップ等の各種報告書の内容に基づき抜粋した項目や、収集した意見を参考にしながら設定しました。
- ヒアリングは3つのグループに分けて実施し、グループ①未就学児・小学部4人（45分間）、グループ②中学部・高等部4人（45分間）、そして個別対応として高等部1人（15分間、居室で対応）の順序で進行しました。
- 実施体制：[進行] 市職員 [補助] 施設の担当支援員 [記録] 市職員

# 3. 質問内容

No.	対象者	施設・団体	質問内容
1	医療的ケアを要するこども (重症心身障がい児)	障がい児入所施設	1. どんなどきが楽しいですか？ 2. どんなどきが悲しいですか？ 3. 落ち着く場所はどこですか？ 4. 楽しいことや困ったことの話聴いてくれる人はいますか？ 5. 住んでいる富田林市に自分たちが楽しく過ごせるにはどんな場所があったらうれしい？

※未就学児・小学部は質問1～3、中学部・高等部は質問4～5について質問しました

## 4. 障がい児入所施設

### (1) ヒアリングの進め方

#### ①あいさつ・ヒアリング目的の説明

ファシリテーターの市職員から「みんなでつくるこどもの権利条例」をめざして、みんなが思っていること考えていることなど、色々な意見を教えてほしいと挨拶をしました。



#### ②スケジュールの説明

本日のヒアリングの流れを説明しました。

じかん	かつどう	
13:30	はじめに	いまここ
	5つのやくそく	
	いけんをいう	
15:30	さいごに	

#### ③「5つのやくそく」を説明

こどもたちが安心できる雰囲気づくりのため、ヒアリングにおける大人からこどもたちへの約束事について説明しました。

5つのやくそく
① どんなことを こたえても いいよ
② だれが こたえたか わからないように するよ
③ こたえたくない しつもんには こたえなくて いいよ
④ みんなのいけんは かならず とどけるよ
⑤ しんどくなったら とちゅうで やめることが できるよ

#### ④ヒアリング

モニターを活用しながら、質問を行い、対象のこどもに応じた選択肢(身近な人やもの、場所等の写真データ)を提示することで、こどもたちの反応を伺いました。こどもたちが示した反応を、記録用紙に書き留めていきました。



#### ⑤まとめ・終了

意見を教えてくれたことに感謝の気持ちを伝え、この意見を条例制定に向けた参考にさせてもらうことを説明し、ヒアリングを終了しました。

## (2) ヒアリングの実施結果

### ヒアリングの記録

質問、提示した写真、それに対するこどもの反応は以下のように記録しました。(一部掲載)

対象者	Aさん	学年等	小学部
質問1	どんなときが楽しいですか？		
	提示した写真	反応	
	・自分のへや ・先生、学校 ・友だち	楽しそうな反応 反応なし 反応なし	
質問2	どんなときが悲しいですか？		
	提示した写真	反応	
	・先生 ・友だち ・学校	楽しそうな反応 笑う うなずき	
質問3	落ち着く場所はどこですか？		
	提示した写真	反応	
	・先生、学校 ・友だち ・抱っこ ・支援員	反応なし 反応なし 笑う 笑う	

### こどもたちの様子

参加した9名全員が質問に対し、それぞれが何らかの反応を示しました。施設の支援者は「緊張していなかった」、「画面を見ていた」、「話を聞いていた」、「何らかのアクションを示してくれた」とこどもたちの様子を述べられ、こどもたちがこの取組に対して参加する意思を示していたことが確認できました。

### こどもたちの意見（反応）の分析

「どんなときが楽しいですか？」という質問については、支援員や療法士など日常的に関わる大人の写真への反応が複数のこどもに見られました。また、家族や自分の居室や身近な環境に対する安心感を示すような反応も確認できました。

「どんなときが悲しいですか？」という質問については、一部のこどもで家族との別れや寂しさを表すような反応が見られ、施設で生活するこどもたちの心境を表しているのではと考えられます。

「落ち着く場所はどこですか？」「楽しいことや困ったことの話をお聴いてくれる人はいますか？」という質問では、支援員や療法士など信頼関係のある大人への反応、家族、身近な生活環境（自室、ベッド等）への安心感を示すような反応も表れていました。

「住んでいる富田林市に自分たちが楽しく過ごせるにはどんな場所があったらうれしい？」という質問では、バリアフリーのお風呂、スロープへの関心を示す反応や公園への関心を示すような反応が見られました。

なお、こどもたちの反応は多様であり、「画面を見る」、「笑う」、「手を動かす」など、同じ質問に対しても個人差があることがわかりました。支援員による日常的な関わりによる解釈が重要な役割を果たしており、こどもの表情の変化、手の動き、視線の動きなど微細な反応の読み取りには専門性が必要であることが明らかになりました。

### 実施上の課題

医療的ケアを要するこどもは、体調、吸引器、電源の確保といったように、健康面での特段の配慮が必要であり、ヒアリングを行う際は、実施方法、時間、場所など、慎重な検討が求められます。また、市職員が突然行って意見を聴くことの難易度は高く、普段近くにいる人（支援者や保護者）の協力が不可欠です。今回の実施にあたっては施設の支援者と市職員による入念な打ち合わせと準備を経て実現されたものです。ヒアリング後には、意見（反応）を確認するうえで、視力の問題で画面が見えないこどもには、視覚的な配慮ではなく、音声等の聴覚的手法の併用が必要であることなど今後に向けた改善点の共有なども行われました。

また、施設の支援者はこどもたちのことについて、「日常的に接している支援員であっても伝わらない、わからないこともある」と支援現場のリアルな状況を述べられ、こどもたちの反応の解釈には限界があることも明らかになりました。実際のところ、ヒアリングで提示した写真等への反応を読み取ることができなかったことも多くありました。これを「興味がない」、「理解していない」、「実は反応しているが、私たちが気づいていない」といったように様々な解釈が想定され、医療的ケアを要するこどもの意見（反応）の解釈には不確実性があることもわかりました。

## （3）総括

本調査は、こどもの権利について、全国的にもあまり前例のない医療的ケア児への意見聴取として実施しました。

子どもの権利条約第12条では、こどもは自分の関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利を持っており、その意見はこどもの発達に応じて十分考慮されなければならないことが定められています。

本調査は、言語による意思表出が困難なこどもたちからも、適切な手法により何らかの意思や反応を確認することができ、「多様な学び生活環境にあるこども」の権利保障に向けた重要な一歩となりました。

施設の支援者からは「一人ひとりに意見を聞いてくれたのは、貴重な時間で嬉しく思った」「施設に入所するこどもが社会の一員として参画し、こどもの権利条例の制定に向けた取組に寄与できたことがよかった」との評価をいただき、本取組の意義と価値が確認されました。

今回の実施により、医療的ケア児であっても適切な配慮と手法により意見聴取が可能であることが確認された一方で、手法の改善、継続的な取組体制の構築など、今後解決すべき課題も明らかになりました。

富田林市こどもの権利条例の制定にあたっては、今回得られた結果や知見を活かし、すべてのこどもの権利が保障されるまちづくりを進めていく必要があります。本調査は、多様なこどもの意見を聴き、こどもの権利保障を実現するための貴重な実践記録として、今後の取組の基盤となるものであると考えられます。

富田林市  
こどもの権利条例制定に向けた  
多様な学び・生活環境にある  
こどもへのヒアリング

【実施報告書（追加版）】

発行：富田林市 こども未来部 こども政策課 政策係  
TEL：0721-25-1000（内線 291）  
FAX：0721-24-8976

発行年月：令和7年12月